

私たち特別養護老人ホーム「ふるさとの丘」では身体拘束 0（ゼロ）

宣言をしています。

身体拘束 0（ゼロ）宣言 6 つの基準

当施設では、介護を受ける全ての人の人権が尊重され、人間としての尊厳を持って、安心して穏やかに過ごしていただくために以下の 6 つの条件に沿って、「身体拘束ゼロ宣言」をしています。

身体拘束廃止をトップが決意し、責任をもって取り組んでいます。

身体拘束廃止委員会等を設置し、より良いケアの実現に向けた運営をしています。

身体拘束廃止について、職種を超えた全職員で話し合う等して、問題意識を共有しています。

入所者（利用者）家族に対して、身体拘束廃止について協力関係を築いています。

事故が発生しないための工夫をしています。

最新の知識と技術を職員が学ぶ機会を設け、積極的に取り入れています。

当施設では身体拘束ゼロの介護サービス提供を行うことを基本方針としています。身体拘束が必要な場合には書面により家族等の同意を得ます。身体拘束は緊急やむを得ない場合に限るものとします。したがって、日常的に行う行為ではありません。

「緊急やむを得ぬ場合」について

介護保険の運営基準上、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合には身体拘束が認められていますが、次の3つの要件を満たし、かつ、それらの要件等の手続きが極めて慎重に実施されているケースに限られます。

3つの要件とは

- 1 「**切迫性**」利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
 - ・ 「切迫性」の判断を行う場合には、身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要となる程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要がある。
- 2 「**非代替性**」身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
 - ・ 「非代替性」の判断を行う場合には、いかなる場合でも、まずは身体拘束を行わずに介護するすべての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命又は身体を保護するという観点から他に代替手法が存在しないことを複数のスタッフで確認する必要がある。
また、拘束の方法自体も、本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法により行われなければならない。
- 3 「**一時性**」身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。
 - ・ 「一時性」の判断を行う場合には、本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要がある。